

基本目標

犯罪被害者等
誰もが社会全体で支え、
誰かが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指す。

施策の柱

1 総合的な支援体制の整備・充実

2 生活再建のための経済的支援

3 精神的・身体的被害の回復・被害の防止

4 県民の理解の増進と配慮

基本的施策

1 相談及び情報の提供等（第12条関係）

2 大規模事案における支援（第19条関係）

3 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援（第20条）

4 人材の育成（第24条）

5 支援従事者の二次受傷に対する支援（第25条）

6 民間支援団体に対する支援（第26条）

7 日常生活の支援（第13条）

8 居住の安定（第16条）

9 雇用の安定（第17条）

10 経済的負担の軽減（第18条）

11 心身に受けた影響からの回復支援（第14条）

12 安全の確保（第15条）

13 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第21条）

14 県民の理解の増進（第22条）

15 学校における教育の実施等（第23条）

16 個人情報の適切な管理（第27条）